

埼玉県公安委員会告示第99号

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年埼玉県公安委員会規則第2号）第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる条例の名称及び条項を告示する。

令和2年6月5日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

名 称	条 項
埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和2年埼玉県条例第29号）	第3条第1項から第3項まで